

八峰町安全安心なまちづくり推進事業に関するQ&A

NO	質問	ページ	追加(更新)日
Q 1	申請窓口はどこですか？	P.1	R6.3.19
Q 2	申請書類はどこに行けばもらえますか？	"	R6.3.19
Q 3	支援事業(メニュー)ごとに補助率、補助限度額等を教えてください。	"	R8.4.1
Q 4	どんな空家等、どんなブロック塀、どんな樹木が補助対象になりますか？	"	R4.4.1
Q 5	平成26年度から平成30年度にかけて「八峰町空家等除却推進事業」(以下「従前の補助事業」という。)を利用している場合でも、本事業を利用することはできますか？	"	R8.4.1
Q 6	施工業者に関する制限はありますか？	P.2	"
Q 7	申請書類等の作成、提出を施工業者に代行してもらうことは可能ですか？	"	"
Q 8	申請後、交付決定の通知は何日後くらいに届きますか？	"	R6.3.19
Q 9	申請前に着手(事後申請)することは可能ですか？	"	"
Q 10	同一年度内に複数回申請することは可能ですか？	"	"
Q 11	同一年度内に『危険な空き家除却事業』と『危険なブロック塀等除却等事業』など、複数の支援事業(メニュー)を併用することは可能ですか？	"	"
Q 12	相続人が申請する場合は、どういう書類を添付すればいいのですか？	"	"
Q 13	所有者又は相続人から委任を受けた代理人が手続きをする場合は、どういう書類を添付すればいいのですか？	"	"
Q 14	補助金は実績報告後、何日後くらいで入金されますか？	P.3	"
Q 15	申請者と補助金の振込先の名義は別々でも構いませんか？	"	"
Q 16	自分で除却工事等をする場合でも対象になりますか？	"	"
Q 17	現在住んでいる住宅を除却して、同じ場所に住宅を新築しようと考えています。この場合、本事業と「八峰町住まいづくり応援事業」の両方を利用することはできますか？	"	"
Q 18	数年前に、空家等とブロック塀を除却しました。その時、廃材は予算の関係で処分できず、現在も敷地内に置いたままです。本事業を利用して、この廃材を処分することは可能でしょうか？	"	"
Q 19	施工中あるいは施工後にトラブルが起きた場合、役場が窓口となり、問題解決にあたってくれますか？	P.3	H31.3.15

Q1 申請窓口はどこですか？

A1 役場の**防災町民課**(0185-76-4666)を窓口(1階)としております。

Q2 申請書類はどこに行けばもらえますか？

A2 **防災町民課**のカウンターに準備してあります。また、町のホームページからもダウンロード可能です。

Q3 支援事業(メニュー)ごとに補助率、補助限度額等を教えてください。

A3 支援事業(メニュー)は全部で3種類あります。

1. 『危険な空家等除却事業』 …『除却』を支援
【補助率： 50% ・ 上限額： 50万円】
2. 『危険なブロック塀等除却等事業』 …『除却』『改修』『除却後の新設』を支援
【補助率： 50% ・ 上限額： 30万円】
3. 『危険な樹木伐採事業』 …『伐採』を支援
【補助率： 50% ・ 上限額： 20万円】
4. **上記の各支援事業の合計の上限額を50万円とする。**

Q4 どんな空家、どんなブロック塀、どんな樹木が補助対象になりますか？

A4 支援事業(メニュー)ごとに、交付要件が定められています。

1. 『危険な空家等除却事業』
 - (1) 条例第8条第1項の規定による指導、又は助言を受けていること。若しくは、指導、又は助言の必要なもの
 - (2) 床面積が20平方メートル以上であること。
 - (3) 所有権を除く物権又は賃借権が設定されていないこと。
 - (4) 所有者等が故意に破損させた空き家でないこと。
 - (5) 「空家危険度調査票」の採点の合計が40点以上であること、若しくは、昭和56年以前の建物で「空家等実態調査・外観調査票」の総合評価がA、又はB以外であること。
2. 『危険なブロック塀等除却等事業』
 - (1) 道路等や児童利用施設等に面しているブロック塀等であること。
 - (2) 安全性が確認できないブロック塀等であること。(町の調査により、除却等の対策を指示されたブロック塀であること)
 - (3) 撤去するブロック塀等の高さは、地面から概ね1m以上のもので、延長が概ね3m以上であること。
3. 『危険な樹木伐採事業』
 - (1) 強風により倒木した場合に危険となる道路等や児童利用施設等、住宅等より概ね20mの範囲に面している樹木であること。
 - (2) 直径が概ね20cm以上で、かつ樹高が概ね5m以上であること。

Q5 平成26年度から平成30年度にかけて「八峰町空家等除却推進事業」(以下「従前の補助事業」という。)を利用している場合でも、本事業を利用することはできますか？

A5 支援事業(メニュー)によっては、利用が制限されます。

1. 『危険な空家等除却事業』

従前の補助事業により補助金の交付を受けている場合は、50万円から当該補助金を差し引いた金額の範囲内であれば、利用することができます。

＜例＞	本事業の上限額	(A)	50万円
	従前の補助事業の受領額	(B)	20万円
	利用可能額	(A)-(B)	30万円
2. 『危険なブロック塀等除却等事業』

上記1の＜例＞と同様
3. 『危険な樹木伐採事業』

上記1の＜例＞と同様

(再質問)

従前の補助事業を利用している場合には、その際、通知された「交付額確定通知書」を申請時に提出することになってはいますが、紛失して手元がない場合はどうなりますか？

申請前に担当課にご相談ください。(紛失した場合でも、当時の交付内容等が確認できれば、申請可能です。)

Q6 施工業者に関する制限はありますか？

A6 あります。八峰町登録業者(※)で、かつ建設業法の許可等を有する業者である必要があります。

※「八峰町登録業者」とは…。

八峰町に一般競争(指名競争)参加資格申請書を提出し、資格審査委員会により登録された業者、又は小規模修繕等登録業者のことであります。

Q7 申請書類等の作成、提出を施工業者に代行してもらうことは可能ですか？

A7 可能です。

(再質問)

その場合、委任状は必要ですか？

不要です。

Q8 申請後、交付決定の通知は何日後くらいに届きますか？

A8 1週間から2週間位かかる予定です。

「危険な空家等除去事業」については、申請月分の全体について内容の精査を行い、翌月の当初に交付決定の可否について報告します。(例 4月上旬から下旬申請分全部→5月当初に交付決定可否通知)ただし、倒壊寸前等にて急を要する場合や冬季間(11月から3月)についてはその限りではない。

Q9 申請前に着手(事後申請)することは可能ですか？

A9 担当課による交付決定前の現況確認ができなくなるため、申請前の着手は認めていません。

Q10 同一年度内に複数回申請することは可能ですか？

A10 それぞれの支援事業(Q3参照)ごとに定められた限度額内であれば、複数回にわけて申請することが可能です。

(再質問)

複数年に分けて申請することは可能ですか？

可能です。

Q11 同一年度内に『危険な空家等除却事業』と『危険なブロック塀等除却等事業』など、複数の支援事業(メニュー)を併用することは可能ですか？

A11 可能です。

Q12 相続人が申請する場合は、どういう書類を添付すればいいのですか？

A12 所有者の戸籍謄本又は除籍謄本を添付してください。

Q13 所有者又は相続人から委任を受けた代理人が手続をする場合は、どういう書類を添付すればいいのですか？

A13 所有者又は相続人の委任状を添付してください。

(再質問)

委任状について、指定の様式はありますか？

ありません。任意の様式で構いません。

Q14 補助金は実績報告後、何日後くらいで入金されますか？

A14 概ね1ヶ月以内には入金されます。(八峰町役場の支払日は「8」のつく日になります。8のつく日が土日祝日の場合は、その前日になります。)

Q15 申請者と補助金の振込先の名義は別々でも構いませんか？

A15 同一である必要があります。

Q16 自分で除却工事等をする場合でも対象になりますか？

A16 なります。ただし、申請者本人の労務費は対象になりません。重機のリース料や廃材の処分費のみが補助対象となります。もし、知り合いの業者(個人含む)さんを頼んだ場合は、その分の労務費は補助対象となりますが、その場合は、契約書等が必要になります。

Q17 現在住んでいる住宅を除却して、同じ場所に住宅を新築しようと考えています。この場合、本事業と「八峰町住まいづくり応援事業」の両方を利用することはできますか？

A17 できません。建て替えのための除却工事は補助対象外になります。ただし、「八峰町住まいづくり応援事業」については、交付要件を満たせば利用することができます。

(再質問)

除却する住宅の場所と、新築する住宅の場所が違う場合は、本事業と「八峰町住まいづくり応援事業」の両方を利用するとはできますか？

できます。ただし、除却する住宅についてはQ4の交付要件を、新築する住宅については「八峰町住まいづくり応援事業」の交付要件を満たす必要がありますのでご注意ください。

Q18 数年前に、空家とブロック塀を除却しました。その時、廃材は予算の関係で処分できず、現在も敷地内に置いたままです。本事業を利用して、この廃材を処分することは可能でしょうか？

A18 できません。(Q4の交付要件を満たしていません。)

Q19 施工中あるいは施工後にトラブルが起きた場合、役場が窓口となり、問題解決にあたってくれますか？

A19 本事業は、あくまで工事費等に対する助成であり、役場としても施工内容など詳細についてまでの審査をするわけではありません。したがって、トラブルが起きたとしても、それはあくまでもお客様(申請者)と施工業者の問題であり、役場といたしましても、そういったトラブルには関与できかねますので、予めご了承ください。